



「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく

2025 年度 通常枠 [第 2 回]

実行団体公募要領

**地場産業、コミュニティビジネスと共に築く
コミュニティ防災・復興力強化助成プログラム**

～平時から地域の災害対応力を高める取り組みをコミュニティ基金で支援するプログラム～

2026 年 4 月

一般社団法人 全国コミュニティ財団協会

— はじめに —

本助成は、休眠預金等交付金に係る資金を活用した事業(以下、「休眠預金等活用事業」という。)として行う事業です。

一般社団法人全国コミュニティ財団協会は「地場産業、コミュニティビジネスと共に築くコミュニティ防災・復興力強化助成プログラム」を提案し、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成 28 年法律第 101 号)(以下、「同法」という。)における資金分配団体(以下、「資金分配団体」という。)として採択され、指定活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構(以下、「JANPIA」という。)からの助成を受けて本助成事業を実施します。

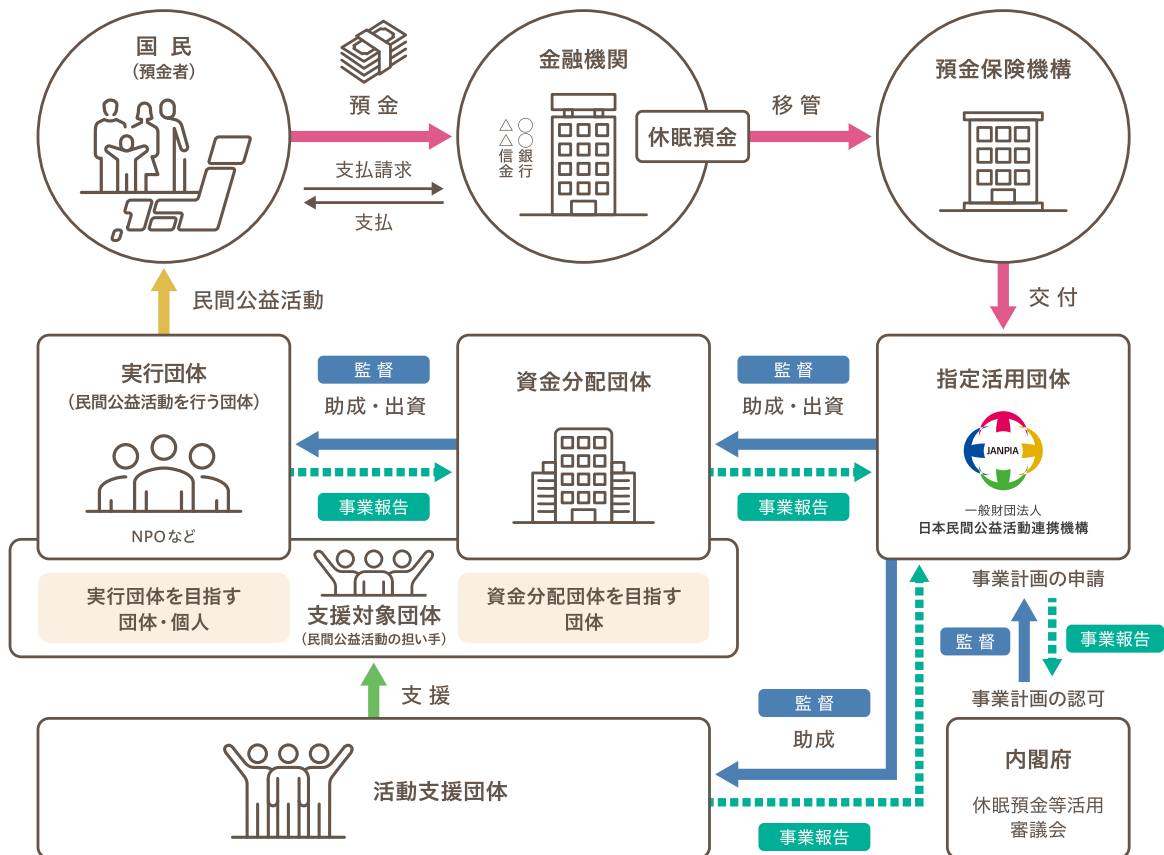
本公募要領は、以下の 2 部構成となっております。まずは第 1 部より、本助成事業の公募趣旨・内容を理解いただき、その上で第 2 部の休眠預金事業に基づく助成事業の概要をご確認ください。

第 1 部 公募概要 (本事業に係る公募趣旨・内容)

第 2 部 公募要領詳細 (休眠預金に基づく助成事業の概要)

<休眠預金の活用の流れイメージ図>

休眠預金等の活用の流れ



出所：一般財団法人日本民間公益活動連携機構 WEB サイトより

目次

第1部 公募概要（本事業に係る公募趣旨・内容）	5
1章 公募の趣旨	5
01 事業趣旨及び実行団体に期待する活動概要	5
02 目指す成果（中長期アウトカム）	6
03 本事業の実施体制	6
2章 助成対象	7
01 対象となる事業	7
02 対象となる団体	8
03 対象となる活動地域	8
04 助成対象期間	8
05 助成金額総額／1団体あたりの助成額	8
06 採択予定団体数	9
3章 申請から選定	10
01 公募のプロセスとスケジュール	10
02 公募説明会	10
03 事前エントリーと個別相談	11
04 事前研修	11
05 提出書類	12
06 選定基準	13
07 提出方法	13
4章 その他	14
01 資金分配団体の非資金的支援	14
お問い合わせ	14
第2部 公募要領詳細（休眠預金に基づく助成事業の概要）	15
第I編 公募について	15
1章 公募の趣旨	15
01 趣旨	15
02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿	15
03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則	15
04 優先的に解決すべき社会の諸課題	16
2章 助成対象となる事業	16
01 助成方針	16
02 助成対象事業	17
03 助成金の構成	18
3章 助成対象となる団体	18
01 実行団体とその役割	18
02 事業の評価	19
03 申請資格要件	19
04 申請時の注意事項	20
4章 助成対象となる経費	21
01 助成額の積算について	21
02 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限	21
第II編 申請について	22

1 章	申請手続き	22
01	公募期間・スケジュール	22
02	申請方法	22
03	申請に必要な書類	22
04	公募説明会・個別相談会の実施	22
2 章	審査結果の通知等	22
01	審査結果の通知方法	22
02	審査結果の情報公開	22
3 章	審査について	23
01	選定基準等	23
02	優先的に選定される団体	24
03	ガバナンス・コンプライアンス体制等の確認等	24
04	その他の審査における着眼点	24
第Ⅲ編	選定から助成終了まで	25
1 章	助成事業の流れ	25
01	助成期間中の主な流れ	25
02	内定から資金提供契約まで	25
03	資金提供契約及びその要点	26
04	助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行の確保	27
05	会計監査の実施	28
2 章	その他	28
01	個人情報の取扱いについて	28
別添1	：ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書作成の際の参考資料	29
別添2	：コンソーシアムでの申請	30

第1部 公募概要（本事業に係る公募趣旨・内容）

1章 公募の趣旨

01 事業趣旨及び実行団体に期待する活動概要

近年、全国各地で自然災害が頻発・激甚化するなか、地域における災害対応は、発災直後の緊急支援にとどまらず、平時からの備えや、復旧・復興を見据えた地域の支え合いの仕組みづくりまで含めて捉える必要性が高まっています。特に、人口減少や高齢化、地域経済の縮小、担い手不足といった課題を抱える地方都市や地域においては、災害時に公的支援だけではカバーしきれないニーズが生じやすく、平時から地域内の多様な主体が連携し、地域に根ざした支援基盤を育てていくことが重要になっています。

地域における災害対応の【メインシステム】としては、行政・社会福祉協議会・NPO等による『三者連携』の枠組みや、被災者のため、自発的かつ組織的に支援を行うNPO等の活動をサポートし、セクター間の連携を深めるコーディネートを担う『災害中間支援組織』が広がりつつあります。これらは広域調整や全体の取りまとめにおいて重要な役割を果たしていますが、一方で、地域の細かな実情や、公的支援の制度からこぼれ落ちやすいニーズに十分に対応することが難しい場面もあります。たとえば、アレルギー対応、外国人支援、ペット避難、小規模事業者の再建、地域コミュニティの再生など、生活や生業に密着した課題は、広域的・制度的な支援だけでは拾いきれないことがあります。

また、発災直後の支援だけでなく、2年後、3年後を見据えた中長期の復旧・復興や、「より良い地域づくり」を支える活動に対しては、資金・人材・ネットワークを柔軟につなぐ地域の中間支援機能がなお不足しています。地域の中には、課題意識や実践の芽があっても、それを具体的な案件として組み立て、必要な資源と結び付け、継続的な支援の仕組みに育てていく担い手や方法が十分に整っていない現状があります。さらに、地元企業が持つ倉庫、施設、技術、人材等の資源も、防災・減災や復旧・復興等のために活かす可能性を持ちながら、平時からの関係づくりや協働の設計が不十分であるため、十分に活かされていません。

このように、地域には支援すべき課題や活かすべき資源が存在しているにもかかわらず、それらを結び付ける仕組みが弱いために、必要な支援が平時から準備されず、災害時にも地域の細かなニーズに応えきれない状況が生まれています。さらに、案件形成と資金支援が分断されていることで、地域課題に即した助成や支援の仕組みが育ちにくくなり、結果として、制度の狭間にある課題や地域コミュニティを支える取り組みが後回しにされるという循環が続いています。

そこで本助成事業では、全国各地において、平時から地域の災害対応力を高める取り組みを後押しし、地域内外の多様な主体をつなぐ常設型の「災害基金（ローカルファンド）」の整備と、その運営を担う地域の中核人材の育成を支援します。具体的には、市民主体のコミュニティ基金づくりを進めるとともに、地域課題に基づく案件形成、地元企業等との連携による防災・減災のネットワークづくりといった、公的支援では届きにくいニーズを補完する仕組みづくり（＝【サブシステム】）を一体的に進めます。あわせて、全国コミュニティ財団協会が有する資金支援・案件形成の知見と、NPO法人 ETICが有する人材マッチング・企業連携・コーディネートの知見を組み合わせることで、単なる資金提供にとどまらない、実践的で持続可能な支援モデルの構築を目指します。

本助成事業を通じて、実行団体には、地域の実情に応じた災害基金プログラムを企画・運営できる体制を整え、地域のステークホルダーと連携した包括的な支援の仕組みを形成することを期待しています。また、助成終了後も活動を持続しうる組織基盤を築くとともに、災害時の初動から中長期の復興までを視野に入れた地域コーディネーターやローカルリーダーが育成・定着していくことを目指します。その積み重ねによって、行政主導の【メインシステム】の枠組みを補完し、地域の共助と民間連携によって支えられる災害対応の【サブシステム】が各地に育っていくことを期待しています。

本公募では、単に助成金を得て個別事業を実施することを目指す団体ではなく、災害時にも活かせる基金やネットワークを平時から地域に育て、他団体・住民・企業等と協働しながら、地域に必要な支え合いの仕組みをつくっていかうとする団体を募集します。公募にあたっては、説明会や個別相談を通じて、地域課題の構造や事業の意義、実施可能性をともに整理する機会を設けています。申請を検討する時間が、地域の課題や資源を見つめ直し、関係者との対話を深め、本事業との適合性を確認するプロセスとなることを願っています。多くの皆さまからのご応募をお待ちしております。

02 目指す成果（中長期アウトカム）

当協会が本助成事業で目指している成果は以下のように定義します。個別の組織において目指す成果の設定はあるかと思いますが、類似する成果を目指されている事業を公募します。

地域内外の多様な主体をつなぐ常設型の災害基金（ローカルファンド）の創設により、地域主導の資金循環メカニズムが各地で機能し、地元企業のリソースも防災利用に活かされるようになることで、その実践を通じて中長期復興と地域づくりを担うローカルリーダー（PO／実行団体）が育成・定着し、最終的には行政主導の三者連携からこぼれ落ちる支援ニーズや地域コミュニティ形成を担う CFJ／ETIC の連携モデルが、全国で応用可能な災害支援の「サブシステム」として確立される。

03 本事業の実施体制

本事業は、資金分配団体「一般社団法人全国コミュニティ財団協会」と協力団体「認定 NPO 法人 ETIC.」との協働で実施します。

当協会は、市民コミュニティ財団の互助組織として各地のコミュニティ財団の設立を支援してきた経験に加え、発災時の災害支援基金の立ち上げや緊急期・復旧復興期の助成プログラムの設計・運営を支援してきた実績を踏まえ、災害基金の組成や助成プログラムを担うプログラムオフィサー人材の育成を支援します。また、ETIC.は、被災地域の間接支援組織による緊急期・復旧復興期の活動を支える「[災害支援基金プロジェクト（SSF）](#)」における経験を生かし、被災地域に必要な人材のマッチングや、企業連携のコーディネート機能の強化を支援します。

資金提供にとどまらず、当協会と ETIC.が有するノウハウや、全国の間接支援組織のネットワークを活用することで、実行団体が平時から相互扶助型の仕組みを構築するための支援の厚みを高め、その持続可能性を支えます。

2章 助成対象

01 対象となる事業

活動地域内での「平時から地域の災害対応力を高める」ための3つの柱全てに取り組む事業を対象とします。その上で、各地域の状況を鑑みて、より事業の実効性を高めるため、実行団体の知見を活かした独自の企画提案をお願いします。

事業の柱	想定される事業内容
(1) 災害基金の設置	<p>常設型の災害基金を設置することで、発災時に迅速な地域への資金提供体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 税制優遇が受けられる法人を設立し、法人内に災害基金を設立する ✓ 地域内の金融機関や士業等と連携し、災害支援に活用できる公益信託を組成する ✓ 平時から災害支援に対応できる市民活動団体・事業者の育成のための資金提供 など
(2) 多機関連携のネットワーク構築	<p>(1) (3) の効果及び三者連携の機能をより高めるため、主に地域内の企業連携を中心とした多機関連携のネットワーク構築を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域内の多機関の連携を促進するため、課題把握・提示やリソース発掘につなげる地域円卓会議など対話の場の開催 ✓ 地元事業者の防災ネットワークや組合の組成を支援し、企業の持つリソース（倉庫、空き家・ビル、ゲストハウス、トラックなど）の災害支援活用のコーディネート など
(3) 発災時の支援（緊急・復旧・復興支援）	<p>事業期間中に活動地域内で災害が発生した場合、(1) の基金を活用、また緊急で寄付募集を開始し、集まった資金をもとにニーズに合った助成プログラムを実施する。また、その効果を高めるため、(1) (2) によって平時から仕組みづくりを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 避難所への物資提供、炊き出し、泥のかき出しなど初動対応のための小口の資金提供 ✓ 居場所の開設、避難者のメンタルケアなど初動後から復旧移行期にかかるニーズに対応する資金提供 ✓ 市民活動団体や事業者へのプロボノや必要物資等の資金以外の資源仲介 など

※本助成金を活用して直接資金仲介すること（助成金の提供）はできません。資金仲介は寄付や公益信託等を原資として実行団体自ら集めてください。

※実行団体が直接的に発災時に被災地での支援に取り組む事業は、原則、対象外です。災害支援に取り組む団体に資金等の資源仲介を通じて支援する事業をご提案ください。

※優先的に解決すべき社会課題の解決に向けた取組であっても、日本国外での活動を含む事業は対象外となります。

※申請団体は通常枠と緊急枠の事業の内容が異なるものであれば、それぞれの公募枠に同じ時期に申請することも可能です。ただし、現在、当協会の休眠預金事業における実行団体又は支援対象団体になっている、又は申請中の場合、申請いただくことはできません。

※実行団体は、資金分配団体から出資と助成を重複して受けることはできません。

02 対象となる団体

次頁の a～d のいずれかに該当する組織を対象とします。

([P19「第2部 第I編：3章 03 申請資格要件」](#) もご覧ください)

種別	説明
a) 事業拡充型	申請組織は、すでに常設の災害基金を整備している。あるいは、災害時に災害支援基金を設置、寄付募集を行い、助成プログラムを実施した経験がある。その上で、助成を受けて、これまでの経験を踏まえた課題設定から、当該活動地域内での災害支援機能の拡充を目指す。
b) 新規事業型	申請組織は、すでに設立された組織であり、助成を受けて、申請組織の新規事業として、災害基金の整備及び当該活動地域内での災害支援機能の拡充を目指す。(組織の分離独立は当面予定しない)
c) 設立母体組織型	申請組織は、すでに設立された組織であり、災害基金事業を展開する組織の分離独立を念頭に置いて、本助成を受けている期間内に新規組織を立ち上げる。その上で、災害基金の整備及び当該活動地域内での災害支援機能の拡充を目指す。
d) 設立準備組織型	申請組織は、準備会等の任意団体で、申請組織自身が、本助成を受けている期間内に法人化する。災害基金の整備及び当該活動地域内での災害支援機能の拡充を目指す。

※いずれも法人格の有無及び種類は問わず、非営利系の法人格のほか、株式会社等の営利系の法人格でも申請は可能です。また、組織等としての災害支援及び助成事業の実績を問いません。

※コンソーシアムで申請する場合は、幹事法人を軸に該当する種別を選択してください。

03 対象となる活動地域

日本国内（法人所在地と活動地域が同一であること）

※活動地域は、原則、都道府県単位を上限とする。

04 助成対象期間

2026年7月1日～2029年2月28日

※原則として複数年度、2026年度から2028年度の約3カ年を想定

※採択後、資金提供契約締結までの手続きが長引いた場合、事業開始日が遅れることがありますが、助成対象期間を延長することはできません。

05 助成金額総額／1団体あたりの助成額

助成金総額：1億2,500万円（評価関連経費を除く）

1団体あたりの助成額：上限2,500万円（3年間の総額／評価関連経費を除く）

※助成事業に対する評価（事前評価・中間評価・事後評価）を実施していただきます。そのための経費として、上記とは別に評価関連経費(助成金額の 5%以下)が助成されます。(P19「[第 2 部 第 I 編：3 章 02 事業の評価](#)」をご覧ください)

※休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないため、事業に係る経費の 20%以上は、自己資金又は民間からの資金確保が原則です。ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、1 年度目、2 年度目の自己負担分を減じることを検討します。

06 採択予定団体数

5 団体程度を予定

3章 申請から選定

01 公募のプロセスとスケジュール

以下のプロセス、スケジュールにて公募を行います。公募説明会、事前エントリー等の申込方法については公募ページからご確認ください。

【公募ページ】 <https://www.cf-japan.org/newspress/1945>

公募情報公開（WEB サイト）	2026年4月3日（金）	
公募要領公開	2026年4月10日（金）	
公募説明会の開催	オンライン開催	1回目：2026年4月15日（水）13時～16時 2回目：2026年4月24日（金）13時～16時
	現地開催	2026年4月28日（火）～5月15日（金）予定
事前エントリー開始 ^{※1}	2026年4月15日（水）～5月22日（金）	
個別相談会の開催	2026年4月21日（火）～5月27日（水）	
公募締切	2026年5月29日（金）正午	
事前オンラインヒアリング ^{※2}	2026年6月中旬	
オンライン面接審査 ^{※3}	2026年6月中旬	
内定通知 ^{※4}	2024年6月下旬	
内定団体オリエンテーション（オンライン）	2026年6月下旬	
契約締結、助成事業開始 ^{※5}	2026年7月～	

- ※1. 申請は事前エントリー制とします。また、エントリーした団体は個別相談を必ず利用してください。相談を通じて、相互の理解を深め、申請事業のブラッシュアップの機会とします。
- ※2. 面接審査前に、事務局がオンラインで概ね2時間の個別ヒアリングを行います。なお、申請団体が多数となった場合、締切後に、事前ヒアリングと面接審査に進む団体にご連絡をします。
- ※3. 公平で公正な審査のため、第三者の外部専門家等から構成される審査会議にて審査が行われます。面接審査は2026年6月中旬にオンラインにて行う予定です。事業責任者、担当者は必ずご出席ください。（事業の補足説明5分、質疑応答20分以内…計25分予定）
- ※4. 審査の結果は申請団体に対し、文書にて通知します。また、選定結果の情報は、[P22「第2部 第II編：2章 02 審査結果の情報公開」](#)に基づき公表します。
- ※5. 契約締結、助成事業開始にあたっては、事業計画及び資金計画の見直しが必須となります。資金提供契約締結までの手続きが長引いた場合、事業開始日が遅れることがあります。

02 公募説明会

公募説明会はオンラインまたは複数の地域にて開催します。説明会への参加は必須ではありませんが、事業の目的・趣旨などの説明をしますので、申請をご検討される場合は可能な限りご参加ください。参加できない方のために、オンライン説明会の開催後、録画映像を速やかにウェブサイトに掲載します。

➤ オンライン説明会

- ・開催日時：[1回目] 2026年4月15日（水）13時～15時（終了後、15時～事前研修）
[2回目] 2026年4月24日（金）13時～15時（終了後、15時～事前研修）
- ※1回目終了後、録画映像を公募ページに掲載します。2回とも説明する内容は同じです。

➤ 現地説明会

当協会が指定する以下の地域では、2026年4月28日（火）～5月15日（金）の期間で、現地に於いて説明会と事前研修を開催予定です。会場や申込方法等の詳細はウェブサイトにて順次公開します。

【開催予定地】青森県、岩手県、秋田県、愛媛県、大分県

03 事前エントリーと個別相談

申請にあたっては、オンラインでの事前エントリーを必須とします。本助成事業は、直接的な災害支援活動への資金提供ではなく、実行団体の活動地域内において災害が発生した際の資金仲介を軸とした支援機能を地域につくっていくものです。通常の助成事業と異なる部分もあることから、事業計画を組み立てていく申請時点から当協会として伴走を行っていきます。

特に、申請前段階から地域内の関係者との十分な話し合いをしているか否かが、採択後の事業展開に大きな影響を及ぼします。そのため、事前エントリーをしてくださった方々には、事前研修を受講してもらった上で、最大2回まで事前の個別相談を通じて事業計画・設計に対する助言を行います。

ただし、審査は第三者の外部専門家等から構成される審査会議にて行われるため、事前相談したことが必ずしも選定に結びつくわけではないことをご了承ください。

エントリーしてくださった団体のみ、こちらが提示する個別相談の日程をご案内しますので、その期間から都合がつく日時でご予約ください。

- ・事前エントリー期間：2026年4月15日（水）～5月22日（金）
- ・エントリーフォーム：<https://forms.gle/TPRk9bksTxt4qepJ7>
- ・個別相談会の日程：2026年4月21日（火）～5月27日（水）

※個別相談会の参加日までに、事前研修を受講の上、「事業計画の補足資料（提出様式2-2）」を可能な範囲で作成してください。

04 事前研修

申請にあたって、災害基金の整備や防災・減災のネットワークづくりに必要な地域の分析フェーズについて取り組むための事前研修をオンラインまたは現地説明会時に実施します。研修を受講した結果、整理した地域の情報をもとに事前相談を行いますので、申請を希望する団体は必ず参加してください。最終的に、整理した情報は事業計画の補足資料（提出様式2-2）として申請時に提出してもらいます。

- ・（オンライン）開催日時：2026年4月15日（水）・24日（金）15時～16時
- ・（現地）開催日時：現地説明会と合わせて実施

※オンライン研修の開催後、録画映像を公募ページに掲載します。

05 提出書類

分類	申請書類	提出形式	単独申請	コンソーシアム申請		備考
				幹事団体	構成団体 ¹	
申請事業ごとに提出する書類	様式1 助成申請書	PDF	●	●		※登録印の押印が必要
	様式2-1 事業計画書	Excel	●	●		
	様式2-2 事業計画補足資料	PDF	●	●		※事前研修をもとに作成した地域課題の構造シート
	様式3 資金計画書等	Excel	●	●		
	様式4 事業担当者の略歴 [※]	WORD あるいは PDF	●	●	●	※コンソーシアム申請の場合、幹事団体・構成団体どちらの所属かは問わない
	その他（計画の別添等）	PDF	任意	任意	任意	
	自己資金に関する申請	WORD	●	●		※該当する団体のみ提出
	コンソーシアムに関する誓約書	PDF		●		※幹事団体取りまとめのうえ提出
団体ごとに提出する申請書類	様式5 団体情報	Excel	●	●	●	
	様式6 役員名簿 [※]	Excel	●	●	●	※役員名簿はパスワード必須 ※パスワードは別途資金分配団体に提出
	様式7 ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書	Excel	●	●	●	ガバナンス・コンプライアンス体制については、別添1参照
	定款	PDF	●	●	●	
	登記事項証明書（全部事項証明書）	PDF	●	●		※発行日から3ヶ月以内の写し
	事業報告書	PDF	●	●		※過去3年分。設立から3年未満の団体は提出可能期間分のみ提出
	決算報告書類	貸借対照表	PDF	●	●	
損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）		PDF	●	●		
監事及び会計監査人による監査報告書 ²		PDF	●	●		

※様式4と6は個人情報を含むため、提出時にはファイルに必ずパスワードをかけてください。申請完了後に、登録アドレス宛にパスワード送信用の専用フォームのURLをお送りします。パスワードは、2026年5月29日（金）14時までにお送りください。

¹詳細は別添2コンソーシアムでの申請参照

²監事及び会計監査人による監査を受けている場合

06 選定基準

申請事業が本事業の趣旨・要件に合致しているかを踏まえ、以下の選定基準に基づき選定を行います。なお、その他の選定時の留意事項については、[P23-24「第2部 第II編：3章 01 選定基準等」](#)をご確認ください。

選定基準	概要
地域性	全国を対象に公募するが、当該地域が、三者連携を促進する災害中間支援組織や、災害基金の整備を担うコミュニティ財団・市民ファンドの空白地域であるかを考慮する。なお、空白地域であることは選定における判断要素の一つだが、必要条件ではなく、事業の妥当性等を踏まえて総合的に判断する。
事業の妥当性	地域状況や課題の問題構造の把握が十分に行われており、資金分配団体が設定した課題に対して妥当であるか。また、それが対象地域の実状を捉えており、その課題解消が地域の発展、安心・安全に繋がるものか。
実行可能性	業務実施体制や計画、予算が適切か。事業担当者やコンソーシアム構成団体の過去の経験や実績、域内のネットワークが実行力を担保するものであるか。
継続性	助成終了後の計画（出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か。
先駆性（革新性）	事業実施地域において、新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか。
波及効果	事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて課題の解決につながるかが期待できるか。
連携と対話（市民性と運動性）	特定の対象層だけでなく、地場産業やコミュニティビジネスをはじめとした地域の多様な関係者と問題意識や関心を共有し、協働や事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか。また、地域社会との信頼形成につながる民主的な参加のあり方、支援のあり方が計画されているか。
ガバナンス・コンプライアンス	事業計画書に示す事業を適確かつ公正に実施できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか。

07 提出方法

申請受付の締切日時までに、公募ページ（一般社団法人全国コミュニティ財団協会ウェブサイト内）のオンライン申請フォームにて、提出書類を ZIP ファイル形式でアップロードの上、申請してください。

- ・提出先：<https://forms.gle/EbbsQABgAsFYzG6S8>
- ・締切日時：2026年5月29日（金）正午必着

申請を受領した団体には、2営業日以内に事務局より申請書の受領に関する確認のご連絡を差し上げます。もし締切後2営業日経っても連絡がない場合、恐れ入りますが、以下のアドレス宛にお知らせください。

なお、事前エントリーや個別相談を行っていない場合、また、郵送やメール添付での応募は受付対象外です。

4章 その他

01 資金分配団体の非資金的支援

本事業では、実行団体に対して助成金の提供に加え、専門性の高い点に関する非資金的支援を行います。具体的には、地域課題に応じたコミュニティ基金の設立・運営支援、災害時を見据えて平時から多様な主体をつなぐ地域コーディネーターの育成支援、および支援期間中に災害が発生した場合の災害支援基金の立ち上げ・運営支援です。これらを集合研修、月次面談等を通じてフォローアップします。

また、各実行団体につき、本事業の担当プログラムオフィサー、当協会の会員財団、協力団体のETICのチャレンジ・コミュニティ・プロジェクト防災チームによる複数名のチームが伴走支援を担当します。

(1) コミュニティ基金の設立・運営支援

地域課題に応じたコミュニティ基金の立ち上げや運営に関して、基金設計、助成プログラムの企画・運営、資金仲介の仕組みづくり、助成事業を担うプログラムオフィサー人材の育成等について研修の提供、助言・伴走支援を行います。

(2) 災害版地域コーディネーターの育成支援

平時から地域課題を把握し、多様な主体をつなぎ、必要な支援や資源を調整したり、災害時を見据えた案件形成や企業・団体との連携、地域内ネットワークの形成等を担う地域コーディネーター人材の育成を行う研修プログラムを提供します。

(3) 発災時の基金立ち上げ・運営支援

支援期間中に災害が発生した場合には、必要に応じて、災害支援基金の立ち上げ、寄付募集、資金仲介、関係主体との連携調整等を支援します。

お問い合わせ

[資金分配団体名] 一般社団法人全国コミュニティ財団協会

[住所] 京都府京都市伏見区深草越後屋敷町 40-1 1F

[連絡先] 070-4462-7600 (担当：石本)

[Email] kyumin_grant@cf-japan.org

[WEB] <https://www.cf-japan.org>

お問い合わせ：月曜日～金曜日（祝祭日を除く） 10：00～17：00

※お問い合わせは、時間の余裕をもってお願いいたします。

※職員はフルリモートワークのため、法人所在地を訪問いただいても相談・書類提出等には応じられませんのでご了承ください。

第2部 公募要領詳細（休眠預金に基づく助成事業の概要）

第1編 公募について

1章 公募の趣旨

01 趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。一方で、様々な社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、既存の施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。

これらの社会課題の解決に資する民間公益活動を促進するための「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」（以下「法」という。）等に基づき、一般財団法人日本民間公益活動連携機構³（以下「JANPIA」という。）は、法に基づく指定活用団体として民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）に対して助成を行う資金分配団体を公募し、当団体が採択されました。

02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿

休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用目的は以下2点です。

- ① 国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること
- ② 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで以下のような効果が期待されます。

- 社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築される
- 資金分配団体や実行団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保する
- 我が国の社会課題解決能力が飛躍的に向上する
- 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダーに対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに、事業による成果の可視化も求められます。そのため休眠預金事業では、事業評価の実施を重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動を担う組織能力強化を目的とした伴走支援に重点を置いています。

03 休眠預金等に係る資金の活用にあたっての基本原則

³ [一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）](#)、[JANPIAの10項目のミッションと7項目のバリュー](#)

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（平成 30 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定）において「休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則」が定められています。この基本原則に基づいて、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体、実行団体は業務を遂行することが求められます。基本原則は以下の 9 項目から構成されています。

- (1) 国民への還元
- (2) 共助
- (3) 持続可能性
- (4) 透明性・説明責任
- (5) 公正性
- (6) 多様性
- (7) 革新性
- (8) 成果最大化
- (9) 民間主導

04 優先的に解決すべき社会の諸課題

休眠預金活用事業において優先的に解決すべき社会の諸課題は以下のとおりです。

[優先的に解決すべき社会の諸課題]

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

- ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
- ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

- ④ 働くことが困難な人への支援
- ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
- ⑥ 女性の経済的自立への支援

(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

- ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
- ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

このうち、本公募により助成する民間公益活動では、

- ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
- ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

の解決を目指しています。申請団体は、事業を提案するにあたり上記の優先すべき社会の諸課題から取り組む課題を選択してください。また、上記 (1) から (3) の活動のうち、①から⑧以外でも、社会の諸課題の解決において多大な影響や効果が期待され優先して取り組むべき事項と考えられるものについては、その解決策や事業目標に関する提案が可能です。

2 章 助成対象となる事業

01 助成方針

① 助成額

実行団体に対する助成額は、JANPIA から資金分配団体に支払われた助成金額の範囲内で、実行団体が提出する事業計画の内容を踏まえて決定します。

② 助成期間

資金分配団体である当団体（以下、「当団体」という。）は、実行団体に対して複数年度にわたる助成を行います。ただし、事業の終了時期は、原則として最長で2029年2月までとし、別途資金提供契約（資金分配団体と実行団体が締結する契約）に定めることとします。

③ 助成金の支払い

助成金の支払いは、資金提供契約に基づき概算払いで行います。複数年度にわたる事業の場合には、申請時に複数年度にわたる事業計画と資金計画等の提出が必要です。

④ 自己資金の確保

実行団体の選定に際しては、事業の特性に応じ、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、補助率を設定し、事業に係る経費の20%以上は自己資金又は民間からの資金の確保を原則とします。ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることを検討しますが、複数年度の事業においては、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則である80%以下にさせていただきます。

⑤ 管理的経費

実行団体は、助成額の一部を管理的経費に充てることを可能とします。当該管理的経費は、役職員の人件費等や管理部門等の管理経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費とし、助成額の最大15%とします。

⑥ 人件費

総事業費の中で人件費を対象とする場合は、その旨と人件費水準等(人件費の幅又は平均値)を特記してWebサイト上で公表することを資金提供契約に定めることとします。

⑦ リスク管理

期待された社会的成果が達成できない可能性も想定し、適切なリスク管理を行っていただきます。

02 助成対象事業

本助成事業の概要は以下の通りとなります。本助成事業の対象事業の詳細は、[P5-6「第1部 1章公募の趣旨」](#)及び[P7-9「第1部 2章助成対象」](#)をご覧ください。

事業名	地場産業、コミュニティビジネスと共に築くコミュニティ防災・復興力強化助成プログラム ～平時から地域の災害対応力を高める取り組みをコミュニティ基金で支援するプログラム～
事業種別	災害支援事業
事業期間	2026年3月～2029年3月 (実行団体は、2026年7月～2029年2月の期間)
総事業費	186,841,500円

03 助成金の構成

当団体からの助成金は、①実行団体の助成に必要な額から自己資金・民間資金を除いた「助成額」(A)、②評価関連経費(C)から構成されます。

[総事業費の概念図]

C 評価関連経費	A 助成額		B 自己資金や民間資金等
	A に対して 5.0%以下	直接事業費 A に対して 85%以上	

総事業費と助成額等との関係について

- 総事業費(A+B+C)から評価関連経費(C)を除いた事業に係る経費(A+B)を100%とした時、助成額(A)は80%以下、自己資金や民間資金(B)は20%以上となります。
- 補助率=助成額(A)÷事業に係る経費(A+B)
助成額(A)の内訳については直接事業費85%以上、管理的経費が15%以下となります。

3章 助成対象となる団体

01 実行団体とその役割

社会の諸課題は現場から上がってくることが多いことから、実行団体には、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけでなく、そうした課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていただくことを期待しています。

実行団体に期待される役割は以下のとおりです。

- ① 行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは公的制度のいわゆる「狭間」に位置している具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。
- ② 成果に着目しつつ休眠預金等に係る資金を効果的・効率的に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進する。
- ③ 民間の創意・工夫を十分に活かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実践する。
- ④ 自ら行う民間公益活動の成果評価を実施し、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で評価を有効に活用する。
- ⑤ 現場のニーズや提案、事業成果等を資金分配団体から JANPIA にフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

02 事業の評価

国民の資産である休眠預金等に係る資金の活用にあたっては、その成果を広く国民一般にわかりやすい形で公表し説明責任を果たす必要があります。そのために事業実施においては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を、自己評価を基本に実施することで成果の可視化に取り組むこととしています。休眠預金制度における社会的インパクト評価の目的は次のとおりです。

- 資金活用の成果の情報発信を積極的に行うことで広く国民の理解を得ること（所期の成果をあげていることを伝え説明責任を果たす）
- 評価結果を適切に予算や人材等の資源配分に反映することにより、効果的、効率的に行うこと（評価を活用した計画・進捗管理）。
- 厳正な評価を実施することで、事業の質の向上、独創的で革新的な民間公益活動の発掘、民間の資金や人材の獲得等（事業に対する理解を得て、支援者の輪が広がるなど）を促すこと。

上記の目的を達成するため、事業の実施段階に応じて次のとおり行います。

- 事前評価：事業開始時に実施する評価
- 中間評価：複数年度にわたる事業の進捗状況を把握する評価
- 事後評価：事業が終了する際に成果の達成状況や事業の妥当性の検証を行う評価
- 追跡評価⁴：課題の解決に時間を要する事業の場合に、資金の活用後しばらく経過した後に事業の副次的効果や波及効果等を把握する評価

※評価の詳細は、JANPIA の WEB サイトに掲載している、「[休眠預金活用における社会的インパクト評価](#)」をご確認ください。

※資金分配団体や JANPIA は、実行団体において評価の実務経験が少ないなど、必要な場合には、各実行団体の自己評価を伴走支援します。

※評価に関する事務負担が、本来なされるべき民間公益活動の負担にならないように留意します。

03 申請資格要件

実行団体として助成の対象となる団体については、法人格の有無は問いませんが、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体である必要があります。申請事業の運営上の意思決定及び実施を2団体以上で共同して行う場合は、共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）での申請を行うことができます。詳細は[別添2](#)をご確認ください。

ただし、上記に該当する団体であっても、以下のいずれかに該当する場合は助成対象となりません。

- 宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは

⁴ 必要に応じて実施する場合があります

は公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
- 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- 資金分配団体、活動支援団体、実行団体若しくは支援対象団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
- 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - （ア）拘禁刑以上の刑（懲役及び禁錮を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
 - （イ）法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
- 独立行政法人および国立大学法人
- 地方公共団体等の行政機関と強い関係性を有する団体⁵
※設立経緯、運営財源の性質（行政の予算かどうか）、役員構成、独立した意思決定の可否等の団体の特性を総合的に衡量の上判断します。
- 資金分配団体と申請団体との役員の兼職は不可とし、過去に兼職関係があった場合、退任後 6 か月間を経過していない団体

04 申請時の注意事項

- 今回申請する事業と、同時期に他の資金分配団体へ申請している又は申請する予定の事業は別事業であることが必要です。採択結果が分からない段階で、複数の資金分配団体に同一事業の申請をすることはできません。
- 今回申請する事業と、既に休眠預金事業として採択されている事業とは別事業であることが必要です。
- 当協会の実行団体として現在事業を実施している団体、あるいは支援対象団体に申請する団体は、本事業に申請することはできません。
- 今回申請する事業では、国外を活動範囲に含むことはできません。

⁵例えば、運営財源が 100%行政予算で充当されている団体（当該団体が新たに民間資金を投入し、新規事業を実施するような場合は、別途判断）や、行政職員が運営実務に従事しその割合が申請団体の構成員の 100%を占める団体（行政職員であっても、職務外の行為として団体の事業に従事する場合にはこの限りではありません）が想定されます。

4章 助成対象となる経費

01 助成額の積算について

資金計画書作成の際の助成金の積算については、別途詳細を定める「積算の手引き」を参照してください。なお、以下の点については十分ご留意のうえ積算を行ってください。

- 対象経費
対象となる経費は、助成事業の実施に必要な経費のみとします。
- 事業年度
本事業の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとしてください。
- 会計科目
資金計画書等は、原則、申請団体において財務諸表作成目的で通常用いている会計科目を使用してください。
- 算出根拠
各費目は、単価及び数量等の算出根拠を示す必要があります。「謝金」、「賃金」等は、団体の規程に定めがある場合は、当該規定に準拠してください。
- 人件費水準
人件費水準が社会通念上妥当と認められない場合には、調整する場合があります。
- 不動産の取扱い
土地の購入は助成の対象外とし、助成の対象は賃貸のみとします。建物は賃貸を原則とします。建物の購入又は新築は、事業目的の達成のために必要不可欠であり、他に代替手段がない場合に限り JANPIA と資金分配団体の事前の承諾を得たうえで特例として認めることとします。建物の購入又は新築価格の経済的合理性を確保する観点から、JANPIA が不動産鑑定士等による評価を行い、当該評価額の80%を上限に助成します⁶。
- 対象経費の確定
対象となる経費は、資金分配団体及び実行団体それぞれの間の個別の資金提供契約における資金計画書の確定をもって最終決定されるものとします。
- 税務
特に実行団体が営利法人である場合には、助成金や自己資金・民間資金の取り扱い等税務面での懸念事項について事前に所轄税務署や顧問税理士等にご相談の上、申請をご検討ください。

02 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限

- ① 実行団体が資金分配団体から受けた助成金を資金提供契約において定める用途以外の用途に使用することは禁じられています。
- ② 実行団体は、本事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「本財産」という。）を、助成期間中及び事業終了後5年間（建物については、法人税法に定める減価償却資産の耐用年数の間）は、善良な管理者の注意を持って管理を行い、事業計画書

⁶ 建物を購入又は新築する事業を計画する場合は、申請前に資金分配団体にご相談ください。

に定める事業又は事業完了時監査において資金分配団体が承諾した事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分（以下「処分等」という。）を行う場合は、資金分配団体の事前の書面による承諾を得る必要があります。

- ③ 本財産の処分等により金銭その他の利益を得た場合、資金分配団体はその全部又は一部の返還を求めることができ、実行団体はこれに応じるものとします。
- ④ 本財産は、固定資産台帳その他本財産につき善良な管理者の注意をもって管理を行うために必要な書類を備えて管理してください。

第Ⅱ編 申請について

1章 申請手続き

- 01 公募期間・スケジュール
- 02 申請方法
- 03 申請に必要な書類
- 04 公募説明会・個別相談会の実施

申請手続きについては、[P10～13「第1部 3章 01 公募のプロセスとスケジュール、02 公募説明会、03 事前エントリーと個別相談、04 事前研修、05 提出書類、07 提出方法」](#)をご覧ください。

2章 審査結果の通知等

01 審査結果の通知方法

審査の結果は申請団体に対し電子メールで通知します。

02 審査結果の情報公開

- ① 休眠預金活用事業の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」、「本制度全体の透明性の確保」等が強く求められています。資金分配団体は、採択の有無に関わらずすべての申請団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）をWEBサイトで広く公開します。
- ② 資金分配団体は、選定した実行団体の情報（選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、選定された各実行団体に対する助成の総額及び内訳並びにその算定根拠）を資金分配団体のWEBサイトで広く一般に公開します、但し公開にあたっては、当該実行団体の正当な権利又は利益を損なわないように配慮します。

- ③ JANPIA では JANPIA の WEB サイト上に資金分配団体の WEB サイトへのリンクを設定するなど、各資金分配団体の実行団体の公募の進捗について一般に公開します。また資金分配団体との協議の上、公募に関する情報を、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとしします。

なお、上記の各公表は、少なくとも助成期間が終了するまで継続します。
また、上記に関しては情報公開同意書（助成申請書に記載がある）を提出していただきます。
ただし、公表にあたっては、当該実行団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

3章 審査について

01 選定基準等

選定基準については、[P13「第1部 3章 06 選定基準について」](#)をご覧ください。

※その他選定時の留意事項

- 政治活動や宗教活動等との峻別

申請資格要件に関連して、申請事業については、政治活動や宗教活動等と明確に区分された内容となっていることが必要です。

〈想定される不適切な事例〉

(例1) 主として団体の政治活動や宗教活動等に要する人件費、整備備品費その他の経費を本事業の経費として助成金を充当（流用）するケース

(例2) 休眠預金等活用事業により購入した物品・機材等を団体の政治活動や宗教活動等で使用するケース、他の団体が行う政治活動や宗教活動等に使用させるケース

(例3) 休眠預金等活用事業により役務提供を受けている受益者を団体の政治活動や宗教活動等に参加させるため執拗な勧誘を行うケース

- 行政施策との関係

行政・NPO・ボランティアとの連携・協働が進展している事業領域においては、休眠預金等活用事業が行政施策の後退を許容するものではないことを前提としつつ、現行の行政施策が十分に行き届いていない場合や、よりきめ細かな支援が必要とされる場合は、以下の観点に即して個別に判断して事業を選定します。

① 申請する事業分野における行政施策の取組状況

② 本制度により申請事業を実施する意義

③ 申請事業終了後に、自治体に対する行政施策化の働きかけ又は行政補助金等を活用した事業継続等を行う見込み

- 他の助成金

国又は地方公共団体から補助金又は貸付金等の支援（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない、かつ受ける予定のない事業の中から助成対象事業を選定します⁷。なお、他の助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について実行団体として助成等を受けることは可能とします。

⁷ 詳細は「[休眠預金による助成金と国等からの補助金の重複受領について](#)」をご参照ください。

- 事業対象

既存の助成財団等が申請した場合、休眠預金が実質的に他の事業の財源に活用されると想定されるなど、当該財団への単なる財政支援に相当する場合は選定しません。また、営利法人が申請した場合に、当該法人の営業に利するために行う事業であると見受けられる場合は、選定しません。

- 不選定の損害等

審査の結果、実行団体に選定されなかったことによる一切の損害及び本制度に係る法令や政府の運用方針の変更等による損害については、当団体が責任を負うものではありません。

02 優先的に選定される団体

実行団体の選定に当たっては、社会的成果の最大化の観点から行います。また、社会の諸課題解決の手法の多様性、団体の多様性にも留意した対応の観点から、特定の地域に偏らないように配慮するとともに、分野について配慮します。また、優先的に解決すべき社会の諸課題の分析及びその解決の取り組みにあたっては、ジェンダー平等、社会的弱者への支援等、社会の多様性に十分配慮する。さらに、分野の垣根を越えた関係主体の連携を伴う民間公益活動や、ICT 等の積極的活用等、民間の創意と工夫が具体的に生かされており、革新性が高いと認められる実行団体を優先的に選定します。

03 ガバナンス・コンプライアンス体制等の確認等

事業を公正かつ適確に実施できるよう JANPIA が規定するガバナンス・コンプライアンス体制を備えていることが必要です。（申請時にガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書を提出していただきます。）なお、採択された実行団体は、助成実績の経験値、専門性を有するメンバーの在籍の有無及び団体の法的なステータスなどを考慮して、助成期間中（一部は契約締結時まで）に各団体に応じたガバナンス・コンプライアンス体制を整備していただきます。

04 その他の審査における着眼点

以下の着眼点に即して審査を実施します。

- ① 利益相反防止のための措置を講じない限り、資金分配団体と利益相反の関係があるとみられる組織、団体等を実行団体に選定しないこと

※以下、利益相反と考えられる場合とその対応についての例です。

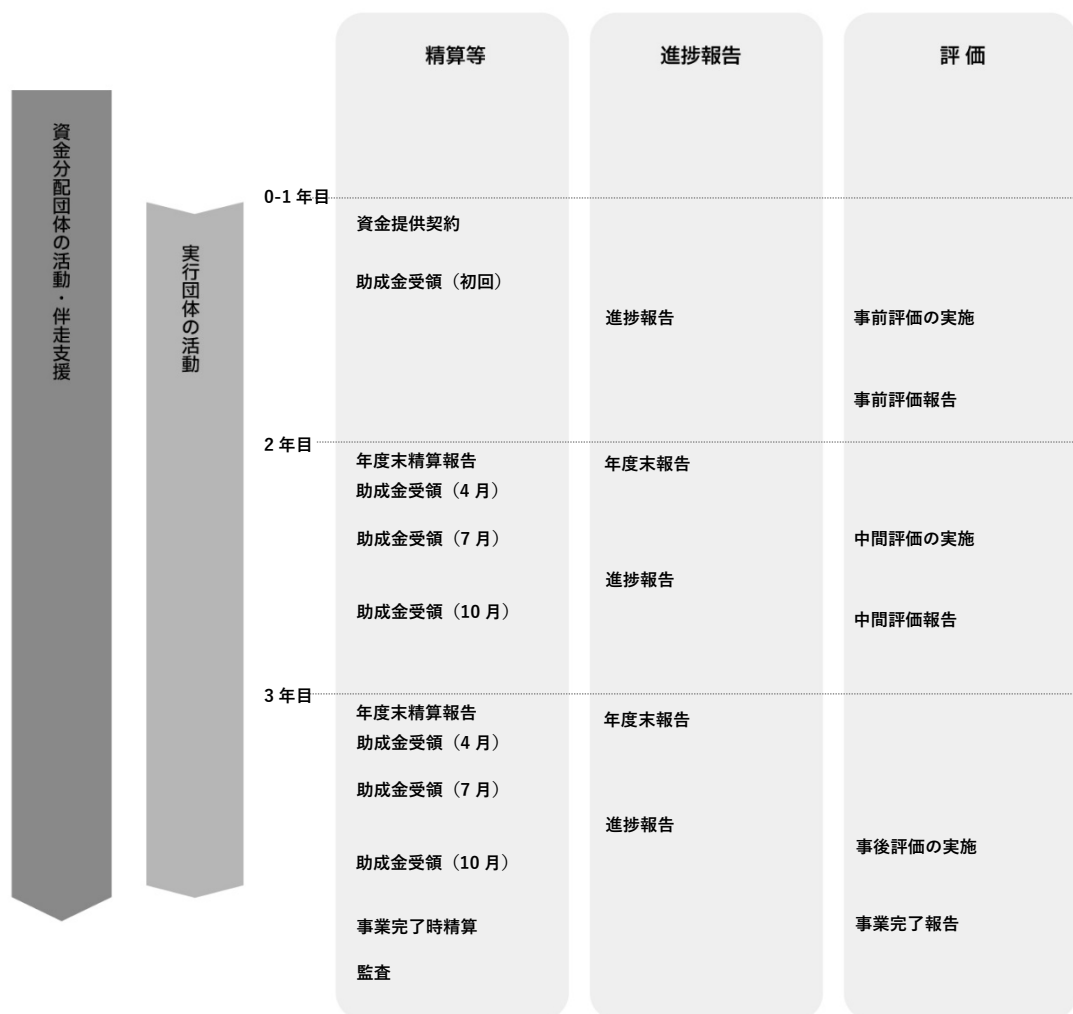
- 資金分配団体の理事等の役員が実行団体の候補団体の役員に就任している場合、又はその逆のケースは、利益相反のリスクがあるため、利益相反防止のための措置を講じても当該団体を実行団体に選定することはできません。
- 支援対象団体の募集にあたっては、全国コミュニティ財団協会の会員団体も応募対象に含まれますが、会員・非会員を問わず、所定の要件を満たすすべての団体にもオープンに、公平・公正に公募を行います。

第III編 選定から助成終了まで

1章 助成事業の流れ

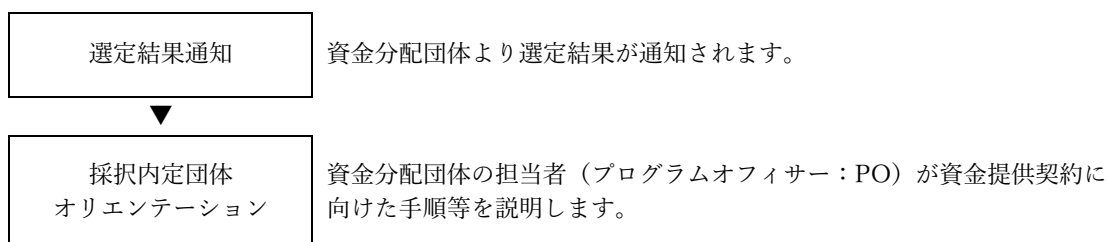
01 助成期間中の主な流れ

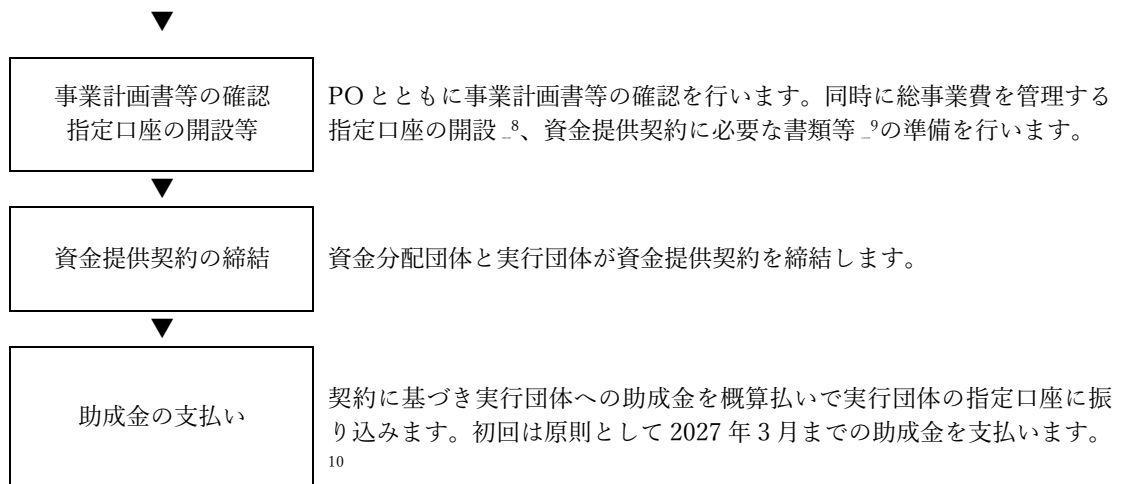
実行団体の助成期間中の主な流れは次のとおりです。（例：3年事業の場合）



02 内定から資金提供契約まで

採択が決定（内定）してから資金提供契約締結による事業開始までの主な流れは次のとおりです。





03 資金提供契約及びその要点

資金提供契約は、助成事業の実施に関して必要な事項を定めた JANPIA 指定の資金提供契約書（ひな型）により行います。原則、この資金提供契約は変更できません。以下、資金提供契約の要点を記載します。詳細については資金提供契約書（ひな型）をご参照ください。

- ① 進捗管理、各種報告
 資金分配団体は実行団体の進捗管理を行います。原則として毎月1回以上、対面形式（WEB 会議を含む）による進捗状況について協議を行います。
 また、実行団体は、資金提供契約に基づき、休眠預金助成システムを用いて原則として6か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を行います。さらに、各事業年度が終了するごとに翌月までに事業と収支の報告を行います。
- ② ガバナンス・コンプライアンス体制の整備
 実行団体は、不正行為、利益相反その他組織運営上のリスクを管理するため、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備を行います。また、総事業費の不正使用、違法行為等が疑われる場合には、直ちに資金分配団体に通知し不正行為等の是正のために必要な措置を講ずるものとします。
 なお、実行団体は不正行為等の事案が明らかになった場合は、当該事案が発生した原因を究明し、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について資金分配団体に報告し公表することとします。
- ③ 実行団体の選定及び監督
 資金分配団体は、実行団体の選定に当たっては、実行団体の多様性に十分配慮するとともに、採択結果が特定の団体等に偏らないよう留意します。なお、資金分配団体と実行団体は資金提供契約を締結し、事業の進捗状況の把握と緊密な連携を行います。
- ④ 事業の評価
 休眠預金制度の事業の実施に当たっては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、そ

⁸ 総事業費を一元的に管理するため、本事業の総事業費のみを管理するための指定口座を開設します。なお、預金保険制度により万一の時にも預金が全額保護されるべきという観点から、決済用預金口座を開設してください。通帳がない口座については、インターネットを通じ取引明細が随時出力できるものに限ります。休眠預金事業では、総事業費は指定口座でのみ管理します。また、総事業費以外の金銭の管理を行わないようにし、本総事業費は運用しないでください。

⁹ 印鑑証明書、現在事項全部証明書（取得から3ヶ月以内のもの）、指定口座の通帳コピー等。

¹⁰ 詳細は「積算の手引き」をご参照ください。

の成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を実施することで、成果の可視化に取り組むこととしています。

⑤ シンボルマークの活用

休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマーク¹¹を表示してください。具体的な利用方法については、JANPIA が別途定める「シンボルマーク利用手引き」をご参照ください。

⑥ 情報公開

資金分配団体は、実行団体の公募に当たって、公募要領や公募に必要な書式について自団体の WEB サイトで公表します¹²。また、実行団体は、人件費の水準、ガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程類等を自団体の WEB サイトで一般に公表します。なお、JANPIA は、資金分配団体及び実行団体が助成システムへ登録した情報のうち公開情報として登録された情報について、広く一般に公開できるものとします¹³。

⑦ 選定の取消し

資金分配団体は、実行団体が次のいずれかに該当すると判断した場合、選定の取消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を求めることができます。実行団体は、この求めに応じる必要があります。さらに、選定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない団体は、資金分配団体の選定に申請することができません。

- 助成金の活用による助成事業の適正かつ確実な実施が困難であるとき
- 不正行為等があったとき
- 関連法規等に基づく措置、処分等又は資金提供契約に違反したとき
- 上記に掲げる事由のほか、本契約が解除された場合、その他助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき

⑧ 規程類の整備・公開

実行団体の規程類が資金分配団体と実行団体間で定めた期限内に公開されない場合、資金分配団体は実行団体の規程が公開されない理由を確認のうえ、事業の実施期間中においては実行団体への助成額の全部若しくは一部の支払いを留保できるものとし、事業終了後においては期限までに規程を整備公開しなかった事実を今後の休眠預金等に係る資金の活用に関する事業の公募申請審査において実行団体の評価における減点要素にすることができるものとする。

JANPIA 及び資金分配団体は実行団体において整備された規程の運用状況について本事業終了後1年後を目途に調査できるものとし、実行団体はこれに協力するものとする。

04 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行の確保

資金分配団体は、資金提供契約に基づき実行団体における助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するため、必要があると認めるときは、実行団体に対し以下の措置を講ずることとします。また、不正行為等があったときには、資金分配団体又は JANPIA の WEB サイトにおいて当該事案を広く公表することとします。

¹¹ [シンボルマークのダウンロード、シンボルマークの規程、手引き等](#)

¹² 公募終了時に、申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）、さらに採択団体決定時に、選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、助成総額とその算定根拠を当該資金分配団体の WEB サイトで少なくとも助成期間が終了するまで一般に公表します。

¹³ これらの事業の情報に関して JANPIA は、資金分配団体および実行団体と協議の上、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

- ① 実行団体における助成金を活用した事業または当該事業に関する財産の状況に関する報告、資料の提出。
- ② JANPIA 及び資金分配団体の職員に実行団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、助成金を活用した事業及び財産の状況に関する質問、帳簿書類その他の物件の検査。
- ③ 当該実行団体における事業の公正かつ的確な遂行のための体制整備等の履行を担保するための措置。
- ④ 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するために必要な措置。
- ⑤ 資金分配団体が実行団体を監督するための必要な事項の確認。

05 会計監査の実施

本事業を含む毎年度の決算書類について、内部監査又は外部監査を実施してください。可能であれば外部監査を受けることを推奨します。なお、外部監査に係る経費については、管理的経費に含めることができます。

2章 その他

01 個人情報の取扱いについて

全ての個人情報について、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等の適切な安全管理措置を講じます。また、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、適切な委託先を選定するとともに、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結し、さらに、委託先において個人情報の適正な管理が行われるよう管理・監督します。

別添1：ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書作成の際の参考資料

自団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制の現況を確認いただきます。

休眠預金活用事業としての説明責任を果たすために、適切な資金管理とそれを支える体制確保が求められます。この体制整備については、実行団体の規模、体制整備の実状などを踏まえて、事業実施期間中を通じて段階的に取り組み、実効性のある体制確保に努めます（運営ルールの明確化、法人形態毎に求められる体制整備について実効性のある形で実施）。

自団体における、指針・ガイドライン・事務フローなど組織内において、適切な資金管理をはじめ事業実施に必要な意思決定や進捗管理等に必要なルール等が明確化され、役職員等に周知されている状態を目指します。

ガバナンス・コンプライアンスに関し整備する事項	実行団体整備義務
①契約締結時までに、休眠預金の資金を適切に扱っていただくために、すべての実行団体に対応いただきたい事項	
社員総会・評議員会の運営に関すること	◎
理事会の構成に関すること ※理事会を設置していない場合は不要	◎
理事会の運営に関すること	◎
経理に関すること	◎
コンプライアンスに関すること ※契約締結時までにコンプライアンス施策を検討・実施する責任者を設置	○
内部通報者保護に関すること ※自団体で整備困難な場合、JANPIAのヘルプライン窓口を活用可能です	○
②事業実施期間中に、段階的にお取り組みいただく事項	
利益相反防止に関すること	△
倫理に関すること（ハラスメント禁止に関することを含む）	△
理事の職務権限に関すること	△
監事の監査に関すること	△
組織（事務局）に関すること	△
文書管理に関すること	△
情報公開に関すること	△
リスク管理に関すること	△
役員及び評議員の報酬等に関すること	△
職員の給与等に関すること	△

◎契約締結時までに整備、○一部を契約締結時まで、残りを契約期間中に整備、△契約期間中に整備

※ 考慮される団体の特性

- ・ 助成実績の経験値（有無、年数、助成額の規模感）
- ・ 専門性を有するメンバーの在籍の有無（経理の専任者の有無、団体運営の実務経験を有する職員の在籍の有無他）
- ・ 団体の法的ステータス（法人形態、任意団体等）
- ・ 団体運営をサポートする体制・現状（業務の外部委託等の状況）など

別添2：コンソーシアムでの申請

申請事業の運営の意思決定及び実施を2団体以上で共同して行う場合には、コンソーシアムでの申請を行うことができます。

- ① コンソーシアムを構成する団体（構成団体）から幹事団体を選び、申請は幹事団体が行います。
- ② 申請にあたり、構成団体間で合意された各構成団体の役割については、事業計画書「実施体制」に記入してください。
- ③ 申請書類については、幹事団体は前述の「申請に必要な書類」に記載されている書類をご提出ください。また、幹事団体以外の各構成団体の書類については、幹事団体が構成団体ごとにzipファイルで取りまとめたうえでご提出ください。
- ④ 採択された場合は、資金提供契約締結時に、構成団体間で、次の内容を定めた「コンソーシアム協定書」を締結していただきます。
[定める内容]
構成団体間で合意された各構成団体の役割、意思決定機関としての運営委員会の設置、コンプライアンス責任者の設置、内部通報窓口の設置（JANPIAの内部通報窓口が利用可能です）、連帯責任内容、並びに運営規則等
- ⑤ 「コンソーシアム協定書」作成の際に、「コンソーシアム協定書作成における留意点」を参考にしてください。
- ⑥ 当該協定書の写し（コピー）は参考資料として資金分配団体との資金提供契約の締結時に資金分配団体に提出していただきます。
- ⑦ 各構成団体で、自団体における、指針・ガイドライン・事務フローなど組織内において、適切な資金管理をはじめ事業実施に必要な意思決定や進捗管理等に必要なルール等が明確化され、役職員等に周知されている状態を目指します。